

別表1 基準指数表

No.	種別	保護者（父母）の状況		指数	実施期間		
1	就労	月160時間以上の就労を常態		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
		月140時間以上の就労を常態		9			
		月120時間以上の就労を常態		8			
		月100時間以上の就労を常態		7			
		月80時間以上の就労を常態		6			
		月64時間以上の就労を常態		5			
2	妊娠 出産	妊娠・出産 (切迫流産などは疾病として扱う)		7	出産予定月の前後2か月の期間		
3	疾病	入院1ヶ月以上		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
		居宅内療養	常時病臥	重度の症状		10	
				上記以外の程度		8	
			一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		8	
				身体障がい者手帳を有し1・2級程度		10	
障がい	療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1, 1・2級程度		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間			
	療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しB2程度, 3級程度		8				
	身体障がい者手帳を有し3級程度		6				
	身体障がい者手帳を有し4~6級程度		4				
	施設等の付添い		就労時間に準ずる				
4	同居親族の介護	居宅介護	重度障がい者等の全介護（要介護5, 4）	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合	8			
			上記以外の程度	4			
			災害等による家屋の損傷, その他の災害復旧のため保育をすることができない場合			10	当該期間
5	災害復旧						
6	求職	日中求職活動のため, 外出することを常態としている		2	3か月以内		
7	就学等	就学・技能習得のため通学し, 保育をすることができない場合		就労時間に準ずる	当該期間		
8	虐待等	虐待やDVのおそれがあること		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
9	その他, 市町村が定める事由（死亡, 離別, 行方不明, 拘禁等）			10			

別表2 調整指数表

	No.	条 件	指数
福祉的 配慮	1	虐待やDVのおそれがある場合 里親委託が行われている場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障がいをもつ場合	3
	4	保護者が重度の障がい、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の 配慮	7	育児休業取得により一度退所し、育児休暇明けに、保育所を入所希望	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している (希望順位が第1希望の場合は更に+1)	4 (+1)
	10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合 (多胎児の場合は更に+1)	2 (+1)
	11	転居による転園 転入による入所希望(転入元で認可保育施設在園児に限る)	1
少 子 子 化 育 育 対 育 育 策 支 支 の 援 援 配 配 慮 慮	12	特定職種への配慮(保育等への従事者)	4
	13	産休・育休期間満了後に入所希望	3
	14	出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	15	第3子以降の児童の申込みの場合	1
	16	親族等の協力者なし	1
減 点	17	保育料未納者(未納が6か月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない)	-10

別表3 指数の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	調整指数において 「福祉的配慮>養育環境の配慮>子育て支援・少子化対策の配慮」の順に優先する (マイナス調整は除く) ※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。
第2段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等>不存在>疾病・障害>就労>親族の介護>出産>就学>災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第3段階	待機期間の長い世帯を優先する
第4段階	児童数の多い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する
第6段階	世帯の市民税所得割課税額が低い世帯を優先する